大泉町教育委員会会議録

1 日 時 令和2年2月26日(水)午前9時00分から午前10時35分まで

2 出席者

國井教育長、髙倉委員、福田委員、秩父委員、大塚委員

3 出席職員

大澤教育部長、持田教育管理課長、竹田教育指導課長、金井こども課長、関本生涯学習課長、齊藤書記

4 傍聴人

なし

5 議事、協議及び報告事項

議案第6号 令和元年度3月補正予算(案)について

議案第7号 令和2年度歳入歳出予算(案)について

議案第8号 大泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例について

議案第9号 大泉町社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則について

議案第10号 大泉町人権教育推進委員会規則を廃止する規則について

議案第11号 大泉町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則につい て

議案第12号 大泉町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改 正する規則について

議案第13号 大泉町教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則 について

議案第14号 令和元年度末県費負担教職員(管理職)人事に係る内申について (秘密会)

教育長報告 (1) 学校施設の個別施設計画ついて

(2) 第2期大泉町子ども・子育て支援事業計画(素案)のパブ リック コメントの実施結果について

その他

6 議事内容

國井教育長 これから教育委員会議を開催いたします。

日程第1 前回会議録の承認について

事前に配布させていただきました、会議録について何かご意見等ございます でしょうか。

ないようですので、1月31日の教育委員会議録のご署名を、髙倉委員さん

と福田委員さんに会議終了後、署名をお願いいたします。

続きまして日程第2 に入ります。

議案第6号 令和元年度3月補正予算(案)について 事務局より説明を お願いします。

持田課長

議案第6号、令和元年度3月補正予算(案)について、ご説明いたします。 本議案については、教育委員会所掌の令和元年度3月補正予算(案)について、議会の議決を経るべき議案のため、別紙のとおり決定いたしたく意見を求める次第です。説明については、所管課長が順次説明いたします。

2ページをお願いします。教育管理課の歳入につきましては、総額3,320万6千円を更正減するものでございます。主なものといたしまして、ナンバー3町債については、体育館等6施設のLED化改修工事のための起債ですが、入札による工事費減により、3,310万円を更正減するものでございます。

次に、4ページをお願いします。教育管理課の歳出につきましては、総額で3,610万6千円を更正減するものでございます。主なものといたしまして、ナンバー2とナンバー5の小中学校の施設整備事業については、LED 化改修工事などの契約差金を更正減。ナンバー3とナンバー6小中学校の就学奨励事業については、対象者増加に伴い追加するものです。

以上、教育管理課の説明を終わります。

國井教育長 続いて、竹田教育指導課長。

竹田課長 まず、歳入についてご説明いたします。

2ページをお願いします。教育指導課の歳入につきましては、総額で2,041万4千円を補正するものでございます。運動部活動指導員配置促進事業費補助金につきましては、年間の指導予定時数の確定により、25万6千円を更正減するものでございます。

続きまして、外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業費補助金についてですが、2,067万円を補正するものでございます。この事業については、平成30年12月、国が補助金に関する要項を変更したことにより、平成31年2月に町としての事業計画を作成し、4月になってから補助金の申請を行い、その後決定されたものでございます。この年度末の事業確定及びこの後の事業報告の後、補助金交付の予定ですので、今回補正させていただくものです。

4ページをお願いします。歳出につきましては、総額で96万3千円を更正減するものでございます。

歳出は3つございますが、ナンバー1の部活動指導員の講師謝礼と、ナンバー2, ナンバー3の小中学校ALTの業務委託料の更正減でございます。 以上、教育指導課の説明を終わります。

國井教育長 続いて、金井こども課長。

金井課長 こども課に係ります、3月補正予算(案)につきましてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。こども課の歳入につきましては、総額で2,38 4万8千円を追加いたすものでございます。主なものといたしましては、1 番の地方特例交付金、子ども子育て支援臨時交付金につきましては、無償化に伴い増加する地方負担分を今年度限り交付されるものでございますが、県負担分と町負担含めて計上しておりましたが、県負担分につきましては、県支出金から交付されることとなり、更正減するものでございます。

3番の国庫支出金、民生費国庫負担金及び6番の県支出金、民生費県負担金 の施設型給付費負担金でございますが、無償化に伴う認定こども園等の利用 者負担額補てん分の増額により、追加いたすものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。

5ページをご覧ください。こども課の歳出につきましては、総額で1億3, 630万4千円を追加いたすものです。主なものといたしましては、1番の 児童福祉総務費、児童手当支給事業でございますが、対象児童数の見込みの

増加により追加いたすものでございます。

6番の保育所費、施設型給付費支給事業でございますが、給付費につきましては、公定価格の改定や保育士等の処遇改善等の実績により更正減し、平成30年度の事業費確定に伴い、国、県支出金の精算返還金を追加するものでございます。

9番の幼稚園費、幼稚園認定こども園施設型給付費支給事業でございますが、 公定価格の改定や対象園の増加や無償化に伴い、利用料の補てん分を追加す るものでございます。

以上、こども課の説明を終わります。

國井教育長 続いて、関本生涯学習課長。

関本課長 生涯学習課の3月補正予算(案)につきましてご説明させていただきます。

3ページをご覧ください。下段の歳入でございますが、総額24万3千円の 更正減でございます。1番は教育費県補助金ということで、スポーツ文化振 興係が進めております、聖火リレーミニセレブレーションに関する県の補助 金でございます。2番の雑入は生涯学習係でございます。高齢者教室事業確 定に伴う更正減でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

歳出につきましては、総額319万円の更正減でございます。生涯学習係といたしましては、1番から5番までございまして、119万7千円の更正減でございます。内容につきましては、高齢者教室、働く親の学級、成人教養講座等の事業確定に伴う更正減でございます。

6番と7番は、公民館に関するものでございます。6番の公民館費につきましては、緊急修繕1件を追加するものや、年間の施設改修工事の不用額を更正減し、合計58万3千円を更正減するものでございます。

8番の図書館管理運営費でございますが、事業確定に伴う更正減でございます。内容につきましては、臨時職員の賃金や、図書館資料データ作成委託料、電算機器保守委託料、合計110万8千円を更正減するものでございます。

以上、生涯学習課の説明を終わります。

國井教育長 議案第6号について、説明がありました。ご意見等ございますでしょうか。 (意見なし)

それでは、議案第6号について、承認していただける方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員により、議案第6号について承認といたします。

続きまして、議案第7号 令和2年度歳入歳出予算(案)について 事務局より説明をお願いします。

持田課長 議案第7号、令和2年度歳入歳出予算(案)について、ご説明いたします。 本議案については、教育委員会所掌の令和2年度歳入歳出予算(案)について、議会の議決を経るべき議案のため、別紙のとおり決定いたしたく意見を求める次第です。説明については、所管課長が順次説明いたします。

8ページをお願いいたします。下の表、歳出の9款教育費の行をご覧ください。令和2年度の教育費の予算は、19億3,904万3千円で、対前年度比、1億7,625万2千円の増となります。歳出に占める教育費の割合は、15.1%でございます。

9ページをお願いします。教育管理課の歳入につきましては、総額4,02 8万2千円で、対前年度比4,356万4千円の減となっております。減額の主な理由といたしましては、改修工事に係る国庫補助金や町債が減額になったためです。

10ページをお願いします。歳出につきましては、総額4億4,857万7 千円で、対前年度比2,427万9千円の減となっております。歳出の主な ものについてご説明いたします。

ナンバー3事務局費につきましては、太田市立太田養護学校が群馬県への移管に伴い負担金が廃止になり、大きく減額となっております。

ナンバー6小学校費の施設整備事業について、主な工事は、北小と西小の校内LAN整備、東小体育館の屋根塗装替工事、そして、南小、北小、西小遊具の更新を行います。

ナンバー7南小学校校舎改修事業につきましては、長寿命化改良に向け、設計委託料を計上しております。

11ページをお願いします。ナンバー13中学校費の施設整備事業について、 工事は、南中のテニスコート改修工事と北中の武道場床改修工事となります。 以上で、教育管理課の説明を終わります。

國井教育長 続いて、竹田教育指導課長。

竹田課長 12ページをお願いします。教育指導課の歳入につきましては、総額1億4, 078万4千円で、対前年度比1,870万円の増となっております。増額 の主な理由といたしましては、外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業 補助金の計上によるものです。

続きまして、13ページをお願いします。歳出につきましては、総額5億2

43万9千円で、対前年度比3,606万4千円の増となっております。 歳出の主なものについてご説明いたします。ナンバー2の学校教育指導事業 については、今年度実施しております、社会科副読本の改訂(印刷・製本) が、令和2年度にはないことにより大きく減額となっております。

ナンバー5の学校教育指導支援事業の臨時補助教職員、臨時補助教職員配置 については、会計年度任用職員制度の導入に伴い、人件費等が増額になって おります。

ナンバー7の教育研究所、一般経費、次のページの14ページ、ナンバー9 教育相談事業及び、ナンバー10適応指導教室事業についても、会計年度任 用職員制度導入に伴う人件費等が増額となっております。

以上で、教育指導課の説明を終わります。

國井教育長 続いて、金井こども課長。

金井課長 こども課に係ります、令和2年度歳入歳出予算(案)につきましてご説明させていただきます。

15ページをご覧ください。こども課の歳入につきましては、予算総額14億8,057万円で、対前年度比1億9,263万6千円の増となっております。増額となっている大きな理由でございますが、幼児教育、無償化に伴う8番の民生費国庫負担金、14番の民生費県負担金の施設型給付費負担金金、19番の民生費県補助金、子育てのための施設等利用給付交付金及び、実費徴収となりました、23番の雑入、保育園副食費納入金が増額となっております。ここで資料の訂正をお願いします。23番の内容が職員共食費納入金となっておりますが、正しくは職員副食費納入金でございますので、3園全ての訂正をお願いします。

次に、歳出につきましてご説明いたします。18ページをご覧ください。こども課に係る歳出の総額は、25億7, 450万3千円で、対前年度比2億6, 713万円の増となっております。歳出の主なものについてご説明いたします。

19ページをご覧ください。14番の保育所費、保育園管理運営費でございますが、町立保育園3園に係る運営費でございます。会計年度任用職員制度導入に伴い、人件費等の増加及び北保育園屋上防水工事を実施いたします。続きまして、20ページをお願いいたします。21番の保育所費、施設等利用給付費支給事業及び22番の保育所費、副食費助成事業につきましては、幼児教育、保育の無償化に伴うもので、補正予算で対応したため当初予算ベースでは皆増でございます。

25番の児童館費、児童館管理運営事業につきましては、北児童館の女子トイレ改修工事、東児童館の雨漏り改修工事、防護ネット設置工事、西児童館の図書コーナー床改修工事等を実施いたします。

27番の幼稚園費、幼稚園、認定こども園施設型給付費事業では、幼稚園と 認定こども園への施設型給付費でございまして、補正でもありましたが、幼 児教育、保育の無償化に伴い利用者負担額を補てんすることにより増額とな っております。

以上で、こども課の説明を終わります。

國井教育長 続いて、関本生涯学習課長。

関本課長 21ページをお願いします。生涯学習課の令和2年度歳入歳出予算(案)に つきましてご説明させていただきます。

> 歳入につきまして、総額1,591万4千円、対前年度比976万円の増で、 増減率といたしましては、158.6%の増でございます。

まず、生涯学習係でございます。歳入総額は574万4千円、対前年度比200万5千円の増で、増減率といたしましては、53.6%の増でございます。内容につきましては、教育費県補助金や雑入等記載のとおりです。

次に、公民館でございます。歳入総額136万6千円、対前年度比4万4千円の減で、増減率は3.1%の減でございます。内容につきましては、施設の使用料や雑入等記載のとおりでございます。

次に、図書館でございます。歳入総額は21万4千円、対前年度比5千円の増で、増減率は2.4%の増でございます。内容につきましては、使用料、雑入等記載のとおりでございます。

22ページをお願いします。スポーツ文化振興係でございます。歳入総額は857万7千円、対前年度比778万4千円の増で、増減率は、981.6%の増でございます。増の理由は、5番の町債、地域活性化事業債によります、文化むらの照明、外灯改修工事でございます。

続きまして、歳出につきまして、ご説明いたします。

23ページをお願いします。生涯学習課の歳出の総額は、4億3,450万4千円、対前年度比2,158万8千円の増、増減率は5.2%でございます。

まず、生涯学習係でございますが、総額7,008万5千円、対前年度比272万6千円の増、増減率は4.0%の増でございます。項目は1番から6番でございますが、主な増といたしましては、4番の社会教育総務費、青少年教育推進事業の放課後子ども教室、南小、西小学校を開設予定しております。

24ページをお願いします。公民館の総額7,610万円、対前年度比752万2千円、増減率は11.0%の増でございます。項目は1番から4番でございますが、主な増といたしましては、2番の公民館費、公民館管理運営費におきまして、施設の整備ということで、陶芸窯やトイレ、自習室の改修工事のための増となっております。

次に、同ページの下段、図書館の予算でございますが、総額8,821万8千円、対前年度比1,151万円、15.0%の増でございます。項目は1番から5番でございますが、2番の図書館管理運営費におきまして、防火シャッター工事等が主な改修工事となっております。

最後に、25ページの下段、スポーツ文化振興課係になりますが、総額2億 10万1千円、対前年度比17万円の減、増減率は0.1%減でございます。 項目は1番から6番でございますが、26ページの3番、文化振興費の文化 財保護事業におきまして、令和2年度は戦後75周年を迎え、町の近代史の 展示会を予定しているため、増額となっております。

以上で、生涯学習課の説明を終わります。

金井課長 はい、教育長。

國井教育長 金井こども課長。

金井課長 説明が漏れました。こども課の歳出でございますが、19ページをお願いいたします。15番の保育所費、私立保育園補助事業でございますが、保育園運営費補助事業につきまして、行革推進本部会議や町の財政状況を鑑みまして、3年間を掛けて廃止をしていきたいと考えております。

また、時間外保育事業費補助事業及びお年寄りとの交流事業費補助事業につきましては、今年度をもって廃止ということにさせていただきたいと考えております。

最後に、障害児保育事業につきましては、変更はございません。

説明が漏れてしまい、大変申し訳ございませんでした。以上でございます。

國井教育長 説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いします。

福田委員 町債や教育債がありますが、この借金はどこから借りているものなのでしょ うか。

持田課長 財政課が地方財務局からお金を借りています。

福田委員 地方財政局は県ですか。

持田課長 国です。地方も借りられる額について限りがあり、決まっています。

国が事業に対して制限を設けて管理しております。

國井教育長 他にいかがでしょうか。

秩父委員 前から思っておりましたが、事業項目で国庫補助や県補助など、項目が統一されて表記されていないですよね。国から順番に記載されているのだと思いますが、たとえばこども課の施設型給付費負担金の国庫負担金、県負担金は項目が離れて記載されていて、なおかつ、歳出については違っていて、対比しづらい。国、県ときているから仕方がないのかもしれないけれど、理系からすると、予算書といいながら、文章なんですよね、内容が。数字がメインではないので、比較対象が非常にしづらい。特に補正予算については、各課が全部歳入、歳出ごとにまとまっています。令和2年度の予算書は、各課が歳入と歳出が比較対象になっている。このようになっていれば分かりやすいですし、先ほども申し上げた施設型給付費等でも、国や県の横に歳出があれば、分かりやすいと前から思っておりました。

國井教育長 ご意見として承るということでよろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

(意見なし)

それでは、議案第7号について、承認していただける方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員により、議案第7号について承認といたします。

続きまして、議案第8号 大泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

事務局より説明をお願いします。

金井課長 27ページをお願いします。

議案第8号、大泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

始めに、放課後児童健全育成事業というのは、学童保育のことでございます。 本議案につきましては、議会の議決を経るべき議案のため、別紙のとおり決 定いたしたく意見を求める次第です。

本条例は、児童福祉法の一部改正等に伴い、改正するものでございます。 お手元の資料の29ページの大泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部改正案、現行対照表をご覧ください。これ まで市町村が従うべき基準であった放課後児童健全育成事業に従事する者及 びその員数に関する基準と区別がなくなったことから、放課後児童健全育成 事業の設備及び運営に関する基準、基準省令を町の基準にするものです。 以上でございます。

國井教育長 説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

髙倉委員 よくわからないので、かみ砕いて説明していただけますか。

金井課長 大泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準というものがあります。その中に、現行ですと第2条に、その事業に従事する者及びその員数、資格や最低配置人数が定められておりますが、そちらについてはこれまで市町村は従うべき基準となっておりました。従事する者及びその員数以外の基準は参酌すべき基準ということでありましたので、現行では第2条と第3条で分けて規定していたところであります。それらが児童福祉法の一部改正等に伴い、どちらも参酌すべき基準ということになりましたので、分けて規定する必要がなくなりましたので、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、基準省令に定められている基準によるものとするということになりました。以上でございます。

國井教育長 従事する人の基準がはっきり決まっていたので、なかなか人が集まりにくい、 お願いしづらいので、細かい基準はなくして、参考にする基準とすることで、 学童で働く方がきやすくなる、お願いしやすくなるということを、このよう に難しくいってしまっています。よろしいでしょうか。

髙倉委員 分かりました。

國井教育長 他にいかがでしょうか。

(意見なし)

それでは、議案第8号について、承認していただける方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員により、議案第8号について承認といたします。

続きまして、議案第9号 大泉町社会教育指導員設置に関する規則を廃止 する規則について 事務局より説明をお願いします。

関本課長 議案第9号 大泉町社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則について ご説明いたします。

生涯学習におきまして、各種学級、講座、研修、放課後子ども教室の企画立案、運営に携わっていただいている社会教育指導員さんでございますが、地方公務員法の改正に伴いまして、特別職非常勤職員として位置づけられなくなることから、規則の廃止を提案する次第です。

会計年度任用職員は、2020年4月から始まりますが、この制度がでてきた背景には全国の自治体にいる臨時職員の所得を安定させる救済制度として発生してきたものでございます。特別職非常勤職員というのは、専門的な学識経験者などでございます。その社会教育指導員も特別職となることから、会計年度任用職員へ移行となり、規則の廃止ということでございます。

國井教育長 説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

それでは、議案第9号について、承認していただける方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員により、議案第9号について承認といたします。

続きまして、議案第10号 大泉町人権教育推進委員会規則を廃止する規 則について 事務局より説明をお願いします。

関本課長 議案第10号大泉町人権教育推進委員会規則を廃止する規則について、 ご説明いたします。

人権教育の正しい理解と、認識を深めるため、啓発活動に協力をいただいております委員さんでございます。学校教育関係や社会教育関係、学識関係の団体組織から推薦をいただき、25名以内で現在活動しておりますが、教育委員会委嘱から、教育長の委嘱に変わることや、自主的な組織となって活動していくため、現行の規則を廃止し、要綱を作成して活動していくことを提案する次第でございます。

國井教育長 説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

それでは、議案第10号について、承認していただける方は挙手をお願い します。

(举手全員)

挙手全員により、議案第10号について承認といたします。

続きまして、議案第11号大泉町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について 事務局より説明をお願いします。

竹田課長 議案第11号 大泉町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則に ついて、ご説明いたします。

こちらにつきましては、行政区制度から自治会制度への移行に伴い、所要

の改正をいたしたく提案する次第です。

36ページをご覧ください。大泉町立小学校及び中学校管理規則の中に、別記様式がございます。その別記様式第1、2、8号中の、平成まるまる年度を、平成を取り、年度に改めることや、平成まるまる年を、年に改めるものでございます。

37ページの改正案、現行対照表をご覧ください。現行には、平成年度や年と記載されておりますが、改正では平成を取り、年度や年といたします。また、38ページも同様となり、39ページでは、大泉町の住所を記載する欄の下に、かっこ区がございますが、こちらを削るものでございます。このように、大泉町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正するものでございます。

國井教育長 説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

福田委員 平成を取るということは、西暦で書くということでしょうか。

竹田課長 令和でも、西暦でも、どのようにでも対応できるようにしております。ただ し、平成ではなくなっておりますので、削除いたします。

福田委員 それでしたら、令和もしくは西暦を記載してもいいのではないでしょうか。 これではどちらを書いたらいいのか迷ってしまうのではないでしょうか。

國井教育長 考え方については、あくまでも元号が基本となるということだと思うのですが。

竹田課長 はい。元号が基本です。

國井教育長 令和と記載するかどうかというご指摘ですけれども。

福田委員 令和と記載して、また元号が変われば改正すればいいということではないで しょうか。

竹田課長 こちらの改正につきましては、法規行政係にも確認いたしまして、このよう にご提案させていただいておるところです。いただきましたご意見は、その ようなことも考えられると承知いたしましたところでございますので、よろ しくお願いいたします。

國井教育長 町の他のものとも整合性をもっての改正と認識しておりますので、ご意見と していただき、法規行政係とも相談いたしまして進めさせていただくという ことでよろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

(意見なし)

それでは、議案第11号について、承認していただける方は挙手をお願い します。

(挙手多数)

挙手多数により、議案第11号について承認といたします。

続きまして、議案第12号 大泉町立図書館の設置及び管理に関する条例 施行規則の一部を改正する規則について 事務局より説明をお願いします。

関本課長 議案第12号大泉町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を 改正する規則について、ご説明いたします。 図書館では、本を借りたい人からの申請を受け、図書貸し出しカードを作成しております。その申請書に区を記載する欄がありますが、自治会制度への移行に伴い、区の部分を削除するものでございます。

國井教育長 説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

それでは、議案第12号について、承認していただける方は挙手をお願い します。

(挙手全員)

挙手全員により、議案第12号について承認といたします。

続きまして、議案第13号 大泉町教育委員会事務局組織に関する規則の 一部を改正する規則について 事務局より説明をお願いします。

持田課長 議案第13号大泉町教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規 則について、ご説明いたします。

本議案につきまして、大泉町人権教育推進委員会の廃止に伴い、所要の改正を行うものでございます。46ページをお開きください。附属機関である人権教育推進委員会の廃止により、その事務局としての業務がなくなることから、第7条11号を削除するものです。施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。以上、説明とさせていただきます。

國井教育長 説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

それでは、議案第13号について、承認していただける方は挙手をお願い します。

(挙手全員)

挙手全員により、議案第13号について承認といたします。

続きまして、議案第14号 令和元年度末県費負担教職員(管理職)人事 に係る内申について ですが、暫時休憩いたします。

(休憩)

休憩を解きます。議案第14号 令和元年度末県費負担教職員(管理職) 人事に係る内申について 事務局より説明をお願いします。

以下秘密会

続きまして、日程第3 教育長報告になります。(1)学校施設の個別施設計画について 事務局より説明をお願いします。

持田課長 それでは、学校施設の個別施設計画についてご説明いたします。

町では、学校施設も含めたすべての公共施設を対象として、平成28年3月に大泉町公共施設白書、その後、大泉町公共施設等総合管理計画、大泉町公共施設長寿命化再配置方針を策定し、そして今月には大泉町公共施設個別施設計画を策定いたしました。

これらの計画には、学校施設も含んでおりますが、町の計画とは別に学校

施設の個別計画を新たに策定いたしました。

その理由ですが、文部科学省では、公共施設の約4割を占める学校施設は、 老朽化対策が課題であり、施設整備を計画的に行っていく必要があるため、 策定に係る手引きを作成し、それに沿った計画の策定を自治体に求めてお ります。また、策定することによって国の補助金が優先配分となります。 なお、本計画は、町の計画と相違が生じないよう同じ内容や項目について は、抜粋や要約をしており、町が策定した複数の計画をコンパクトにまと めたものとイメージしていただけたらと思います。

それでは計画の説明に入りますが、ポイントとなる部分について説明いたします。1ページをお願いします。③計画期間ですが、令和2年度から令和6年度の5年間とし、④対象施設は小中学校の7校とします。

次に飛びますが、7ページをお願いします。5)の学校施設の保有状況です。図をご覧ください。築40年以上が37%、築30年から築39年が39%、併せて築30年以上が77%となっており、老朽化が進んでいる状況です。

次に8ページをお願いします。6)の今後の維持、管理更新コスト従来型のシミュレーションですが、50年で改築する従来の整備方法を採用した場合、今後40年間の総額は253億円、年6.3億円となり、過去の施設関連経費5.4億円の1.6倍程度となります。

次に11ページをお願いします。次は長寿命化した場合のシミュレーションです。建物を80年使用するとして、築40年で長寿命化改修、築20年、築60年で大規模改修を行った場合、40年間で235億円、年6億円となります。先程の従来型の年6.3億よりは下回っていますが、過去平均5.4億円より上回っております。長寿命化だけでは、今後の財政に対応できない状況であります。

次に12ページをお願いします。(4) 学校施設整備基本的な方針等です。 総合管理計画と長寿命化、再配置方針の基本方針、取組方針を抜粋しております。学校施設の個別施設計画もそれらの方針に基づいて実施してまいります。下の2) 学校施設の規模、配置計画等の方針ですが、学校施設は、計画的な維持管理に努め、現状を維持。中長期においては、余裕教室へ子育て関連施設の機能を移転させる複合化、また、将来の児童生徒の状況を考慮し、学区再編や集約化の可能性も含め検討します。

次に14ページをお願いします。(6)長寿命化の実施計画です。下の表を ご覧ください。今後5年間の実施計画ですが、長寿命化として、南小、西 小の順に実施し、南小については、令和2年に設計委託を行い、令和3年 度から2年をかけて工事を行います。

最後に15ページをお願いします。下の③フォローアップですが、本計画は、学校施設の改修等の優先順位を設定するものであり、実施にあたっては、庁内合意を得るなかで、予算措置を行い、事業実施を行っていくものであります。こうしたことから、事業の進捗管理や点検結果などを反映し

て計画をフォローアップし、毎年見直しを行ってまいります。 以上で、個別施設計画の説明とさせていただきます。

國井教育長 説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

高倉委員 先程、12ページの下、学区再編とありますが、実際あるのでしょうか。 西地区の区長さんからこの話をよく聞かれるのですが。

持田課長 こちらにも記載されておりますが、中長期ということで、2080年度以降 の話でございます。個別計画ではなくて、町の計画のなかで、こういったことを含め、その時代に応じ、児童等が少なくなれば集約などを行い、公共施設を有効活用するなど、いますぐ学区再編を検討するというのではなく、あくまで中長期的に検討してまいりますということになります。

髙倉委員 わかりました。

國井教育長 ほかにいかがでしょうか。

(意見なし)

ないようですので、教育長報告(2)第2期大泉町子ども子育て支援事業 計画素案のパブリックコメントの実施計画について 事務局より説明をお 願いします。

金井課長 第2期大泉町子ども子育て支援事業計画素案のパブリックコメントの実施計画について、説明いたします。

11月の当委員会において、パブリックコメント実施及び計画の素案について、説明をさせていただきましたが、パブリックコメントにつきましては、令和元年12月5日から令和2年1月8日まで実施し、10人の方から14件の意見が寄せられました。寄せられた意見の多くは、要望的なものでありますので、各施策の展開の中で、調査研究をさせていただきます。寄せられた意見により、計画案を修正した部分はございませんでした。それぞれの意見の詳細につきましては、省略させていただきますが、後ほどお読みいただきたいと存じます。以上でございます。

國井教育長 説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

福田委員 資料というのはまとめたら必ず日付を入れておいてください。誰が、いつ作成したものか、後で見たとき分かります。これからは習慣づけてほしいと思います。

金井課長 わかりました。

國井教育長 ほかにいかがでしょうか。

(意見なし)

それでは、日程第4 その他に入ります。何かございますでしょうか。

福田委員 現在、中学校では今日、明日、明後日と3学期の期末テストです。ところが おととい、また部活動をやっている学校がある。前に私は注意したはずです。 剣道だったかと思いますが、そういうことがなぜ発生したのか。非常に疑 問です。具体的にいうと、西中学校のバレー部です。

國井教育長 これについては、こちらも把握していないので確認したいと思います。

大塚委員 福田委員さん、その部活動は中学校の体育館で行われていたんでしょうか。

福田委員 町の体育館ですね。

大塚委員 もしかしてそれは自主練習になっていることもあるかもしれません。

福田委員 いろんな中学校が集まっていたんですよね。

大塚委員 バレー部は自主トレという名目で、生徒の方からやりたいという練習もある んですよね。

福田委員 それには先生もついてくるんですか。

大塚委員 先生は。ただ、中学校の体育館ではなかったんですよね。

福田委員 子ども達が自由にやっているということですか。

國井教育長 それは、部活動の社会体育の指導者が指導しているということが少しずつ始まってきておりますが。そういうことなのかな、と思いますが。

大塚委員 自主トレは問題もあって、団体競技だと参加したくない子がいたとしても、 出ないわけにもいかない。全員の合意の元ではないかもしれませんが、学校 の部活ではなく、自主トレということがあります。

國井教育長 以前、ご指摘いただいて、こちらも確認した際に、保護者が指導者にお願い して指導しているという事例があって、それも問題がなくはないという認識 ではあるんですけれども、ただ大きな流れの中に、社会体育に部活動を指導 していただくという動きもありますので、そういったことも含めて確認した いと思います。

福田委員 生徒は可哀想なんですよね。2日間も勉強できなくて。自主的に部活動をやっている子もいるかもしれませんが、勉強したい子もいるのですよ。

大塚委員 あくまでも自由参加となっていることもあります。

福田委員 自由参加と言われるとね、困っちゃうんですよね。

大塚委員 行かないと後の練習で困ることもあるので、なかなか休むわけにも行かない こともあるんですよね。

秩父委員 難しいので、福田先生が言うように、全面的に禁止すればいいと思います。

福田委員 今回はいろんな中学校が来ていたいたから、顧問の先生とかもいたと思うん ですよね。

大塚委員 保護者同士が連絡を取り合って、保護者が体育館を借用している場合もあります。

國井教育長 社会体育の分野で、例えば公式にやっている子たちもいたりするわけですけれども、そのほか自分たちでやっている子たちもいる。それらを学校が一括で規制することは難しさはあります。

福田委員 自主的にやっているのか。10校くらい集まっているので。

秩父委員 教育委員会から今回のことを探るのは難しいと思うんですよね。自主的にやっているのであれば。保護者側でやっているのであれば、こちら側から調査 してみますよ。

國井教育長 部活動については、引き続きいろんな課題もあります。小学校の文化活動に ついても色々ありますので、今回のことも含めて、私どもの方でも確認でき る範囲で確認して行きたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

福田委員 コロナウイルスが蔓延していると思いますが、対策は国が出したと聞いてい

ますが、大泉町としての対応はどうなっているのか教えてほしい。

國井教育長 現時点での対応を、竹田課長。

竹田課長 学校に対して、危機管理マニュアルというものを教育指導課で作成しておりまして、それは新型インフルエンザが発生したときに、インフルエンザ対応マニュアルというものを作りました。今回、新型コロナウイルスの対応マニ

ュアルをいち早く整えたところでございます。学校での対応を、学校が迷わないようにまとめたものを、学校に示して対応していこうと考えておりますが、各近隣の自治体でどのような対応をとっているのか確認をいたしまして、本日の新聞でも一部掲載されておりましたが、そこにも周りの状況をよくみながら、感染拡大を防ぐためには何が必要かということで対応してまいりたいと考えております。

現状といたしましては、この後、卒業式がありますので、近隣の状況を確認しながら、拡大感染を防ぐ方策、式典のスリム化や短縮化を考えているところでございます。休校についても、県からの通知や近隣の様子も鑑みまして、本町の対応を整えているところでございます。

國井教育長 町のインフルエンザ対応については、落ち着いてきたばかりですが、マニュ アルには発熱したときにはすぐ医療機関に掛かるから始まりまして、積極的 に学校を休み、自宅で様子をみるようにという国の指示もありますので、県 の教育委員会にも確認しております。

卒業式についても試案の段階ですが、4、5回の会議を重ね、時間短縮等の案を考えております。ただ、刻一刻と状況が変わっておりますので、近隣の様子をみながら慎重に対応していきたいと思います。ご理解いただければと思います。また、委員の皆さんには方針が決まりましたら報告してまいりますので、よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、以上で教育委員会議を終了いたします。

上記会議録は、正確であると認めます。

令和2年3月27日

署名 教育長

署名 教育委員

署名 教育委員